

「生活保護法による医療扶助運営要領」における特定医療費の取り扱いに係るQ & A
(平成28年7月19日時点)

質 問	回 答	履 歴
支給認定患者から代理受領に係る委任を受け、福祉事務所が府地域保健課から直接に特定医療費の受領を受ける場合、納入通知書や納付書により請求することはできるか。	特定医療費は、難病法上、指定難病の患者に支給することとされていることから、指定難病の患者が指定する口座に特定医療費を振り込むことを前提にシステム等を構築しており、対応できないため、差し控えていただきたい。	H28. 7. 19
従来、福祉事務所では、医療機関と調整の上、請求手続きの保留やレセプトの修正で医療扶助の返還を受ける等の対応を行ってきたが、平成28年6月17日付け社援第1595号大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課長通知（以下「通知」という。）以降は、このような対応は行えないのか。	通知は、平成28年3月31日付け社援保発0331第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正）があったことに伴い、本府の取扱いを示したものであり、従来の福祉事務所での対応を制限するものではない。	H28. 7. 19
特定医療費（指定難病）証明書には、レセプトの写しを添付する必要はあるか。	必要ない。	H28. 7. 19
特定医療費（指定難病）証明書は、必要に応じて医療機関に照会の上、作成してもよいか。	差し支えない。	H28. 7. 19
大阪府から特定医療費が所定の口座に振り込みされた場合、振込人名義は、どのように表示されるのか。	「オオサカフ シテイ」と表示される。	H28. 7. 19
支給認定患者から代理受領に係る委任を受け、福祉事務所が府地域保健課から直接に特定医療費の受領を受ける場合、振込年月日等は、どのように知りえるのか。	振込日は、毎月20日まで大阪府に請求書が届いたものは、翌月25日（25日が土・日・祝日の場合は翌銀行営業日）となる。 なお、特定医療費（指定難病）証明書等に不備等があり、上記の日程で振込ができない場合は、あらかじめ、福祉事務所担当者あてに連絡をする予定。	H28. 7. 19

<p>特定医療費（指定難病）請求書で示されている振込口座の種別は、「1 普通・総合」と「2 当座」の2種類であるが、「別段預金」への振込は可能か。</p>	<p>お見込みのとおり。 別段預金への振込を希望する場合、特定医療費（指定難病）請求書は、振込口座の種別欄に「③別段預金」と加筆の上、使用されたい。</p>	<p>H28. 7. 19</p>
-------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-------------------